

京都市告示第 198 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 9 月 11 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
川端通	左京区高野泉町16番地地先から	旧	メートル 520.90	メートル 10.00 ~ 12.25
	同区高野玉岡町 1 番地の125地先まで	新	520.90	11.34 ~ 12.57
川端通	左京区高野上竹屋町10番地の50地先から	旧	287.50	9.65 ~ 12.45
	同区高野竹屋町 5 番地地先まで	新	287.50	11.00 ~ 13.35
松ヶ崎 4 号線	左京区松ヶ崎小竹藪町24番地の19地先内	旧	5.60	6.02 ~ 7.70
		新	5.60	6.02 ~ 10.78
山科安朱経 8 号線	山科区安朱馬場ノ西町37番地の 2 地先から	旧	12.50	5.50 ~ 8.50
	同区安朱馬場ノ東町40番地の 1 地先まで	新	12.50	8.70 ~ 14.80

山科安朱緯10 号線	山科区安朱馬場ノ西町39番地の7地先 から	旧	15.20	0.65
	同町40番地地先まで	新	9.30	0.65

(建設局道路部道路明示課)